



島根県報

令和2年3月31日（火）

号外第38号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県農業技術センター種苗配付規程の一部改正

（農業経営課） 2

告 示**島根県告示第209号**

島根県農業技術センター種苗配付規程（昭和27年島根県告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付する。

第2条に見出しとして「（定義）」を付し、同条中「意義」を「定義」に改め、同条第1号中「平成10年法律第83号」の次に「。次号において「法」という。」を加え、同条第2号中「種苗法」を「法」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 登録品種等 島根県登録品種利用権設定等要綱（昭和58年3月29日付け農蚕発第506号。次条第2項において「要綱」という。）第2の登録品種等をいう。

第3条に見出しとして「（種苗の配付）」を付し、同条第2項中「は、別に定める当該種苗の利用に関する」を「のうち、要綱第2の規定により利用権設定等を行う登録品種等に係る種苗については、要綱第4第3項の規定による利用権設定等の」に改め、同項第4号を削る。

第4条を削る。

第5条に見出しとして「（配付の申込み）」を付し、同条を第4条とする。

第6条に見出しとして「（配付数量の調整等）」を付し、同条中「品種若しくは」を削り、同条を第5条とする。

第7条に見出しとして「（配付申込者への通知）」を付し、同条を第6条とする。

第8条に見出しとして「（代金の納入）」を付し、同条を第7条とする。

第9条に見出しとして「（譲渡契約の締結等）」を付し、同条第1項中「第7条」を「第6条」に改め、「、」の次に「所長と」を加え、同条第2項中「知事」を「所長」に改め、同条を第8条とする。

第10条に見出しとして「（栽培結果の報告）」を付し、同条を第9条とする。

第11条に見出しとして「（利用の制限）」を付し、同条中「職務育成品種」を「第3条第2項各号に掲げる場合に該当して職務育成品種」に改め、同条を第10条とする。

第12条に見出しとして「（適用除外）」を付し、同条中「職務育成品種」を「センターで育成又は導入した農作物」に改め、同条を第11条とする。

第13条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第12条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

島根県農業技術センター所長 様

申込者 住所

氏名

㊞

生産者団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名

種 苗 配 付 申 込 書

種苗の配付を受けたいので、島根県農業技術センター種苗配付規程第4条の規定により、下記のとおり申込みます。

記

- 1 種類
- 2 品種（系統）
- 3 数量
- 4 使用目的
- 5 配付希望年月日
- 6 栽培予定面積
- 7 受領方法

（注）宅配便による受領を希望する場合は、「7 受領方法」欄に宅配便を希望する旨並びに送付先の住所、氏名及び電話番号を記入してください。なお、その場合の送料は着払いとなります。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県農業技術センター種苗配付規程の規定は、令和2年4月1日以後における種苗の配付の申込みについて適用し、同日前における種苗の配付の申込みについては、なお従前の例による。